



2022年5月2日(月) 発行

「自分」を大切にしていますか？

新年度が始まって、約1カ月が経ちました。4月当初に立てた目標や決意、希望、志は失っていませんか？生徒のみなさんが今も希望に満ちあふれたキラキラした目で学校生活や私生活に全力で励んでくれていることを願っています。

さて、世間では4月29日からGW(ゴールデンウィーク)に入りました。明日からまた連休が続きます。部活動や習い事など、旅行やお出かけや娯楽など、全力で過ごして有意義な時間にするために…暑くて熱い5月を過ごしていくために…「自分と他人の『命』を大切にする」行動を心がけましょう。

～交通ルールを守ろう～

- (1) 登下校の際は、歩道や道路の端を歩く。
- (2) 交差点や横断歩道では、信号を守る。
- (3) 道路を横切る際は、横断歩道を利用する。
- (4) 横に大きく広がって、道路をふさいで歩かない。



※ 自転車は道路交通法において「軽車両」と義務付けられており、「車のなかま」です。交通ルールについては「車」として交通ルールを守らなければいけません。被害者にも加害者にもならないように、「命」にかかわる事故が起きないように、安全を意識した行動を心がけよう。交通事故が起こってからでは取り返しがつきません。学校でも注意喚起をしていきますので、ご家庭でもご指導・ご注意宜しくお願い致します。交通ルールを守り、危険から身を守り、気をつけましょう。

とある歌手が歌うとある歌の歌詞の一文を紹介します。

みなさんの心に響く一欠片(ひとかけら)になれば幸いです。

本当にだいじなものは 隠れて見えない

ささやかすぎる日々の中に かけがえのない喜びがある
(省略)

生まれてきたこと 育ててもらったこと

出会ったこと 笑ったこと そのすべてにありがとう その命にありがとう

今年も“タブレット使用違反者講習”を始めます！！

枚方市では、ICT機器を活用した取組を推進するため、全市立小中学校の全児童生徒への一人一台のタブレット端末の貸し出しがスタートしました。タブレット端末を上手に使うことで授業での学びをより深めることができます。一方で、間違った使い方によって、**個人情報**の流出や、**法に触れるようなことがおこってしまう危険性**もあります。

タブレットの使用と同じようなものに、「自動車の運転」があります。自動車は上手に使い、行きたい場所へ早く行くことができる便利な道具ですが、使い方を誤れば、交通事故の危険性があります。よって、交通事故を防ぐために「道路交通法」というルールが定められており、自動車を運転する人は運転免許証の取得が義務付けられています。

杉中学校では、**情報機器の適切な使用方法の学習の一環として、タブレットの使用のルール整備と、タブレット使用違反者講習**を取り入れています。具体的な取り組みは以下のように進めていきます。

杉中学校タブレット使用ルール

①タブレット使用のルールの配布・読み合わせ

しっかり読んで、
ルールを
覚えましょう！
なぜそのルールがある
のかを考えよう！



②使用ルールの違反があれば・・・

使用の許可を取り消し、
タブレットを没収します。
没収期間は違反の程度によ
ります。違反者講習を受講
し、合格すれば使用が許可
されます。



～保護者のみなさまへ～

お子様が情報機器を適切に使用できるよう、ご家庭でも使用時間等のルールの設定をお願いいたします。また、すでに「タブレット端末の貸与・取り扱いに関する同意書」を配布しています。ご提出はしていただいておりますでしょうか？

以前、配布しました「使用のルール」をご家庭でも活用していただき、使用についての確認を定期的に行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

体操服登校、体操服での授業を許可します。

新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用等で、暑さのコントロールが難しい状況を踏まえ、今年度も杉中学校では夏季の体操服登校、体操服での授業を許可します。

〈期間〉 5月9日(月)より ※終了時期は気候を見て決定します。

〈注意事項〉 体操服を着用する場合は、上下とも体操服にしてください。

上だけ体操服、下だけ体操服というのは認めません。また、クラブ着も認めません。